

～諸会費の減免について～

1 次のような理由により世帯の収入が基準より下回るため、諸会費の納付が困難と認められる場合は、申請により諸会費の一部が免除になる場合があります。

- (1) 母子（父子）家庭
- (2) 保護者の長期疾病又は重大な身体障害
- (3) 住宅、家財等が災害により重大な損害を受けた場合
- (4) 生活保護を受給している
- (5) その他その世帯に特別の事情がある場合
- (6) 東日本大震災により被災又は罹災した家庭

2 減免基準率が120%未満の場合に諸会費の一部(下記表の金額)が免除となります。免除となる諸会費は、団体徴収金（PTA・通友会）及び学校徴収金のうちの生徒会費等です。

定時制	PTA (10,600円/年額)	会費(5,160円)、特別教育活動支援費(4,000円)進路指導費(1,440円)	合計 17,800円
	学校徴収金	生徒会費(7,200円)	
通信制	通友会	会費(3,600円)	合計 8,700円
	学校徴収金 (5100円/年額)	生徒会費(3,600円) 大会派遣特別会費(1,500円)	

* 減免基準率は次のとおり算定します。

$$\text{減免基準率} = \text{世帯の収入} \div \text{需要額} * \times 100$$

* 需要額とは生活保護法の基準に基づき算出した生徒世帯の生活費の額です

参考 対象となる世帯の年収の上限額の目安（所在市町村、家族構成等により変動します）

父母と子1人⇒300万円程度 父母と子2人⇒400万円程度

3 世帯の収入とは

生徒の属する世帯（生徒と同居している家族全員）の給与所得、年金所得、事業（農業）所得、児童扶養手当、子ども手当、雇用保険、養育費、その他の恒常的な所得の1年間の合計額です。

4 減免申請の時期

新入生については入学式まで、在校生については定時制は3月下旬、通信制は6月末までに申請していただき、免除決定となれば4月からの諸会費が遡って免除されます。（納付済みの諸会費は返金いたします。）

申請時には、前年の所得を明らかにする源泉徴収票の写しや市町村県民税課税証明書等の書類を添付いただきます。（また、生活保護受給世帯の場合は福祉事務所が発行する生活保護受給証明書を添付していただきます。）

・・・虚偽申請により取消された場合は全額徴収となります・・・

そのほか、詳細は事務室にお問い合わせください。

山形県立霞城学園高等学校
事務室
TEL 023-647-0523